

厚生発 0908 第 8 号
8 輸国第 2164 号
令和 8 年 9 月 10 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部
改正について

我が国からマレーシア向けに輸出される牛肉については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 MY-A1「マレーシア向け輸出牛肉の取扱要綱」により取り扱っているところです。

今般、マレーシア側との協議の結果、牛内臓が輸出可能品目として追加されたこと等を踏まえ、同取扱要綱について下記のとおり改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしくお願いします。

また、令和 8 年 9 月 10 日付けで発行するマレーシア向け輸出牛肉等の食肉衛生証明書から、改正後の様式を使用するよう、対応方よろしくお願いします。

なお、今回の改正において輸出検疫証明書に係る記載の整理を行いました。輸出検疫証明書の発行手続き自体に変更があったものではありません。

以上、関係事業者への周知等について特段のご配慮をお願いします。

記

- 1 本文1「目的」において、本要綱の対象をマレーシア向けに輸出される牛肉及び内臓（ほほ肉、舌及び牛脂を含む。）として改正した。
- 2 本文4「食肉衛生証明書の発行」において、輸出検疫証明書の発行手続きに関する記載を整理した。
- 3 本文7「申請事項の変更等」に、マレーシア向け牛肉等の製品の追加及び変更の手続を新設するとともに、変更の手続にあたってはマレーシア側から確認を要する旨示されたことを踏まえ、その他の変更手続の改正を行った。また、これに合わせて別紙様式5－1及び別紙様式5－2を新設した。
- 4 別紙様式3－2及び別紙様式3－3に示す食肉衛生証明書様式を改正した。
- 5 その他所要の改正を行った。